

学校施設における断熱改修の強化及び空調設備の整備の促進に関する意見書

近年、全国各地で記録的な暑さが更新されるなど、夏の暑さが一層厳しくなっている。令和7年度の学校管理下における熱中症は約2,800件発生しており、本年5月には文部科学省から各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、学校教育活動等における熱中症事故の防止のための対応について周知が行われている。

熱中症事故は体育、スポーツ活動だけでなく、部活動、屋内での授業中においても発生している。そのため、児童生徒や教職員の健康を守るために学校施設の断熱改修の強化や空調設備の整備を加速することが強く求められているところである。

学校施設は、災害時には地域の避難所となることが多く、断熱性・空調機能の向上は被災時の二次被害防止や避難所の環境維持に有効である。

加えて、断熱性・空調機能が向上すれば、冷暖房にかかるエネルギー使用量が減少し、長期的にはコストの節減につながると考えられる。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、児童生徒の健康及び安全な学習環境の確保、教職員の労働環境改善、災害時の避難所の環境改善、学校施設のエネルギー効率向上を推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 災害時の避難所となる学校施設については、断熱改修の強化及び空調設備の整備を優先的に行えるよう支援を強化するとともに、必要な予算を確保すること。
- 2 希望する全ての学校施設において、断熱改修及び空調設備の整備が行えるよう支援すること。
- 3 学校施設の空調設備の整備に当たっては、省エネ性能の高い空調機器の導入・更新を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月8日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣

宛（各 通）